

箕面市東部地域包括支援センター運營業務委託

質問回答書

質問年月日：令和2年（2020年）1月31日

回答年月日：令和2年（2020年）2月3日

担当室：箕面市健康福祉部地域包括ケア室

番号	業務名 又は項目	質疑事項	回答
1	仕様書P3の 7. 人員体制 について	保健師の保健師に準ずる地域ケア、 地域保健等の経験について、具体的 な要件を教えてください。また、そ の要件については、別途、書面等 にて示す必要があるのか。	地域ケア、地域保健等の経験とは、地域で暮ら す住民の生活習慣における課題を把握し、健康 維持・増進につなげた経験があること、例えば、 通所介護等の在宅サービスでの看護師としての 経験、訪問看護などの経験、入院病床をもつ病 院での地域の医療機関との連携業務経験、地 域包括支援センターでの勤務経験、介護支援 専門員としての勤務経験等が挙げられます。期 間、勤務先、職務内容がわかる経歴書の提出が 必要です。
2	仕様書P3の 7. 人員体制 について	指定介護予防支援事業所における 介護予防プランのケアマネジメント業 務について、地域包括支援センター 業務にあたる3職種がケースを持つ ことはできるのか。 また、介護支援専門員一人あたりの 受け持ちプランの上限規定はあるの か。	本来の職務である包括的支援業務に支障がな い範囲で3職種がケースを持つことはできます。 介護支援専門員一人あたりの受け持ちプランに 上限はありません。
3	仕様書P4の 8. 業務対応 時間について	緊急時の体制について、24時間の 連絡体制については、本体施設と して考えている白島荘の連絡先を想 定してもよいか。 また、夜間、休日については、一旦、 本体施設で対応した上で、当該事業 所職員に連絡ができる体制ができ ていれば可としてよいか。	お見込みのとおり。
4	仕様書P5事 務費にかかる 賃金について	事務員を雇用する場合は、市アルバ イト賃金に準じた額を計上できる、と しているが、当該職員は、専従であ る必要があるか。また、兼務を可と した場合、白島荘本体で従事しても よいか。	兼務は可能であり、白島荘本体で従事しても問 題ありませんが、計上できる金額は、地域包括 支援センターに関する部分(按分額)のみです。

5	仕様書P5指定介護予防支援事業所との按分について	指定介護予防支援事業所と一体的に利用・支払うものについては按分額を計上するとあるが、按分の基準となるものの指定はあるのか。	指定はなく、按分の基準が明確であれば問題ありませんが、例えば人数按分などが考えられます。
6	仕様書P6の12. 業務の引継ぎにあたっての留意事項について	引継ぎ期間について、十分に日数が確保できないと想定されるが、その中で、箕面市としてはどのような役割を担ってもらえるのか。また、契約書の取り交わしに代わる代替え措置等の想定はあるのか。	3月下旬に1週間程度、市直営地域包括支援センターで新受託者の職員に研修を行う予定です。また、基幹型地域包括支援センターが随時助言・指導を行います。 引継ぎについては、4月から2か月間かけて旧受託者と新受託者で引継ぎを行います。契約書の取り交わしに代わる代替え措置等の想定はありません。
7	業務委託契約書について	業務委託契約書について、内容が建築関連の委託契約書のように見受けられるが、この内容で間違いはないのか。	市では、標準契約書を使用しており、間違いありません。
8	減価償却費の考え方について	センター運営の財源において、必要経費の考え方が示されていますが、固定資産の減価償却費については必要経費として見込んでよろしいか。	減価償却費については、必要経費とは認めません。